

第5次魚津市総合計画策定支援業務に係る企画提案型公募実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第5次魚津市総合計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の委託業者を企画提案型公募により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名 第5次魚津市総合計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別添「第5次魚津市総合計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約の日から令和3年3月26日（金）まで
- (4) 契約限度額 7,250千円（消費税及び地方消費税含む）
(内訳 令和元年度3,500千円、令和2年度3,750千円)

3 実施日程

- ・質問書受付期間 令和元年12月2日（月）から12月6日（金）午後5時（必着）
- ・参加表明書提出期限 令和元年12月10日（火）午後5時（必着）
- ・企画提案書提出期限 令和元年12月16日（月）午後5時（必着）
- ・審査会（プレゼンテーション） 令和元年12月18日（水）予定 ※参加表明書提出者に正式案内します。
- ・審査結果通知予定日 令和元年12月23日（月）

4 参加表明書の提出

参加を希望する場合は、参加表明書（様式1）に記入・押印の上、令和元年12月10日（火）午後5時までに郵送または持参により提出してください。参加表明書提出者に対し、審査会の案内をします。なお、支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名・押印により提出してください。

＜提出先＞

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所 企画政策課 企画係 担当 石坂

5 質問受付

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式2）に記載の上、電子メールで送信してください。

＜送信先＞planners@city.uozu.lg.jp

＜受付期間＞令和元年12月2日（月）から12月6日（金）午後5時（必着）

＜回答＞受け付けた質問は、質問者名を伏せて市HP上で回答します。

6 企画提案書の提出について

(1) 提出書類

①会社概要書（任意様式） 10部

事業者の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等
(既製の資料を用いても構いません。)

②業務実績書（任意様式） 10部

自治体における総合計画策定支援業務等の受託実績について記載したもの

③企画提案書（任意様式） 10部 原則A4サイズで作成してください。

④業務実施体制（様式3）

⑤見積書（押印のあるもの）（任意様式） 1部

令和元年度、令和2年度の内訳及び項目ごとの内訳を記載してください。

（2）提出先

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所 企画政策課 企画係 担当 石坂

（3）提出方法 上記提出先まで郵送、または持参

（4）提出期限 令和元年12月16日（月）午後5時

（5）その他

①提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とします。

②提案書の提出後における提案書の追加及び変更はできません。

③提出された提案書等は返還しません。

④提案書等に虚偽の記載をした場合は失格とします。

7 審査

令和元年12月18日（水）に審査会を開催し、プレゼンテーション（20分程度）及び質疑応答を行った上で提案内容の審査を行います。審査の結果、最も評価の高い提案者を委託契約候補者とします。

審査基準

評価項目	主たる評価の視点	配点
提案趣旨	<ul style="list-style-type: none">・計画策定のコンセプトが明確であるか・時代の潮流に即しているか・国、県、市の現況と課題を捉えているか・市総合戦略との整合、他計画との整合について深耕があるか	20
計画策定の提案、着眼点等	<ul style="list-style-type: none">・政策目標や施策体系の提案があるか・市の現状と課題を適切に捉えた提案となっているか	20
住民参画、職員参画	<ul style="list-style-type: none">・具体的な手法が提案されているか・市の実情に沿った適切な提案であるか	10
独自提案	<ul style="list-style-type: none">・仕様以外の魅力的な独自提案があるか	10
業務工程	<ul style="list-style-type: none">・提案内容が実施可能なスケジュールであるか	10
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務遂行の担当者の配置、連絡体制が適切に整っているか・担当者は業務経験、専門的知識を十分に有しているか	10
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・総合計画策定業務の実績を有しているか（県内外）	10
見積額	<ul style="list-style-type: none">・年度ごとの限度額以内であるか・業務内容ごとの内訳が明示されているか	10

8 契約

審査結果通知後、市と委託契約候補者は契約締結に向けた協議を開始するものとします。

原則として企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとしますが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更または削除を行う場合があります。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとします。

ただし、委託契約候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行います。

9 参加資格要件

参加希望者は、参加表明書の提出期限において次の資格要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 令和元年度・2年度における魚津市物品購入等入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 5 条第 1 項に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 自治体における総合計画策定支援業務の受託実績を有すること。